

平成 19 年度の「改善を要する事項がみられた事業」と 20 年度における措置

	事業名	事業実施計画	改善を要する事項	平成 20 年度に おける措置
1	酪農生産基盤改善支援対策事業 ((社) 家畜改良事業団)	優良乳用牛群の効率的生産・利用のため「高度な繁殖技術の活用と酪農家の飼料給与技術及び繁殖管理技術の向上の取組み」を支援する。	中央段階と地方段階（各都道府県の団体（39 団体）等）の事業計画が出揃うまで事業採択を行っていないが、それぞれの事業計画が策定され次第、2 段階に分けて事業採択を行う必要がある。	速やかに事業に着手できるよう、中央段階と地方段階の事業計画を 2 段階に分けて事業採択を行った。 〔中央段階 20 年 7 月 1 日 地方段階 20 年 9 月 9 日〕
2	大家畜特別支援資金融通事業及び養豚特別支援資金融通事業（19 年度事業名：大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業及び養豚経営改善支援資金特別融通補助事業） ((社) 中央畜産会)	負債の償還に支障を来している経営に対して、経営改善のための経営・技術指導と併せて、低利資金の融資による負債の借換措置を講じる。	貸付期日について、年 1 回としていたが、経営実態に合わせて貸し付けを行う必要がある。	19 年度末に緊急的に貸付けを実施するとともに、20 年度からは経営状況に対応し、年 2 回の貸付けが行えるよう措置した。